

承第1号

市長専決処分事項の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分をしたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

市長専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、和歌山市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、同条例の制定については緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。

令和6年3月30日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市税条例等の一部を改正する条例

(和歌山市税条例の一部改正)

第1条 和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第50条第23項中「ついて、」の次に「当該事業年度の間中間期間(同法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この項から第26項までにおいて同じ。)又は」を加え、「又は中間期間(同法第80条第5項に規定する中間期間をいう。次項から第26項までにおいて同じ。)」を「若しくは中間期間」に改め、同条第24項中「開始する」を「終了する」に改める。

第51条第1項中「で、」の次に「当該事業年度の間中間期間(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。以下この条において同じ。)又は」を加え、「又は中間期間(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。次項及び第3項において同じ。)」を「若しくは中間期間」に改める。

第93条第2項中「区外」を「市外」に改める。

附則第2条第1項第1号中「令和5年12月31日」を「令和7年12月31日」に改める。

附則第2条の2第1項第1号中「令和5年12月31日」を「令和7年12月31日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第2条の2の2 所得割の納税義務者の選択により、令和6年能登半島地震災害(令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいう。以下この項において同じ。)により第32条第1項第1号に規定する資産について受けた損失の金額(令和6年能登半島地震災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるもの(以下この項において「災害関連支出」という。))の金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた同号に規定する損失の金額として、第31条第7項(第31条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第32条第1項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、令和6年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨

の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第2条の3の2第1項第1号中「第19項」を「第21項」に改め、同条第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

附則第2条の6の次に次の5条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第2条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（以下この条から附則第2条の11までにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第33条、第34条から第35条まで、附則第1条の3第2項、附則第2条の3の2第1項、附則第2条の4及び附則第4条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の市民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、法附則第5条の8第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が10,000円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第314条の2第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、10,000円に当該控除対象配偶者等1人につき10,000円を加算した金額）を超える場合には10,000円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、10,000円に当該控除対象配偶者等1人につき10,000円を加算した金額）から10,000円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、10,000円に当該控除対象配偶者等1人につき10,000円を加算した金額）に法附則第5条の8第2項第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が10,000円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、10,000円に当該控除対象配偶者等1人につき10,000円を加算した金額）を超えない場合には同項第2号に掲げる額に相当する金額とする。

3 前2項の規定の適用がある場合における第34条の2第4項、第49条の3第1項及び附則第2条の4の規定の適用については、第34条の2第4項及び附則第2条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第49条の3第1項中「課した」とあるのは「附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「のこれらの規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合における

前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例)

第2条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第42条の規定により普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税(第49条の2第3項及び第51条の13の規定により徴収するものを除く。以下この項において「普通徴収の個人の市民税」という。)の納期が第43条第1項の規定により定められている普通徴収の個人の市民税の当該定められている納期における徴収については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人の市民税の額をいう。以下この号において同じ。)からその者の普通徴収の個人の市民税の額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「6月分金額」という。)に満たない場合には、6月中に定められている納期においてはその者の6月分金額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分金額以上であり、かつ、その者の6月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、6月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、8月中に定められている納期においてはその者の6月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、10月中に定められている納期及び12月中に定められている納期においてはその者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の6月分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、6月中に定められている納期及び8月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、10月中に定められている納期においてはその者の6月分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、12月中に定められている納期においてはその者の分割金

額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、6月中に定められている納期、8月中に定められている納期及び10月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、12月中に定められている納期においてはその者の普通徴収の個人の市民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第43条第2項の規定の適用については、同項中「当該個人の市民税額」とあるのは、「附則第2条の8第1項第1号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税（6月中に定められている納期から第49条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前2項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第2条の9 附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用がある場合における第48条第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項中「12分の1」とあるのは「11分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例）

第2条の10 令和6年度分の個人の市民税に限り、第49条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する第37条第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の徴収及び第49条の2第3項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第2条の7第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される第49条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市

民税の額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割普通徴収金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「6月分普通徴収金額」という。）に満たない場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期においてはその者の6月分普通徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同項の規定により8月中に定められている納期においてはその者の分割普通徴収金額に相当する税額を、普通徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分特別徴収金額」という。）に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において法第321条の7の4第2項に規定する特別徴収対象年金給付（以下この項及び第3項において「特別徴収対象年金給付」という。）の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分普通徴収金額以上であり、かつ、その者の6月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額に満たない場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、同項の規定により8月中に定められている納期においてはその者の6月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を普通徴収の方法によつて徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がそ

の者の6月分普通徴収金額とその者の分割普通徴収金額との合計額以上であり、かつ、その者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期及び同項の規定により8月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の10月分特別徴収金額の合計額以上であり、かつ、その者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期及び同項の規定により8月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の6月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の10月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額以上である場合には、第43条第1項の規定により6月中に定められている納期及び同項の規定により8月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の徴収（前項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がそ

の者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第49条の3第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分特別徴収金額」という。）に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分特別徴収金額以上であり、かつ、その者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分特別徴収金額とその者の分割特別徴収金額との合計額以上である場合には、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第49条の3第2項の規定により読み替えられた第49条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、徴収するものとする。

3 令和6年度分の個人の市民税を第49条の3の2第2項、第49条の4第1項その他政令で定める規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合には、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第2条の11 令和7年度分の個人の市民税に限り、市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第314条の

2 第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。
)を有するものに限る。)の第33条、第34条から第35条まで、附則第1条の3第2項、
附則第2条の3の2第1項、附則第2条の4及び附則第4条第1項の規定を適用した場合の
所得割の額から控除する。

2 前項の市民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、法附則第5条の12第2項第1号に
掲げる額と同項第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割
の額」という。)が10,000円を超える場合には10,000円から10,000円に
法附則第5条の12第2項第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値
を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満
であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。)を控除して得た金額とし、
個人の住民税の所得割の額が10,000円を超えない場合には同項第2号に掲げる額に相
当する金額とする。

附則第5条第7項中「生じた事業年度」の次に「又は中間期間(法人税法第80条第5項に
規定する中間期間をいう。)」を加える。

附則第6条第1項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の
効率化に関する法律」に、「以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。)第
4条第1項」を「)第6条第1項」に、「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」
を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「流通業務総合効率化促進法第2条
第2号」を「同法第4条第2号」に改め、同項第2号中「4分の3」の次に「(当該機械設備
のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものにあつては、2分
の1)」を加え、同条第2項中「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6
年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で総
務省令で定めるもの 3分の1

附則第6条第3項中「令和5年度」を「令和7年度」に改め、同条第5項中「令和6年3月
31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第7項中「令和5年度」を「令和8年度」に
改め、同条第14項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1
日から令和8年3月31日まで」に、「機械その他の設備で総務省令で定めるもの」を「次の
各号に掲げる機械その他の設備」に、「の3分の2(当該設備のうち総務省令で定めるもの
にあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1)の」を「に、そ
れぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの 4
分の3

(2) エタノールその他の総務省令で定める燃料を製造するための設備で総務省令で定めるも

の 3分の2

(3) 水素その他の総務省令で定める成分を主成分とするガスを製造するための設備で総務省令で定めるもの 2分の1

附則第6条第16項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第17項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第24項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第25項を削り、同条第26項中「第69条第1項」を「第81条第1項」に、「第70条第1号ロ」を「第82条第1号ロ」に改め、同項を同条第25項とし、同条中第27項を第26項とし、第28項を第27項とし、同条第29項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第28項とし、同条第30項を同条第29項とし、同条第31項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第30項とし、同条第32項を同条第31項とし、同条第33項ただし書中「第10条の5の4第3項第8号又は第42条の12の5第3項第9号」を「第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号」に改め、同項を同条第32項とし、同条第34項を同条第33項とする。

附則第7条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「主要構造部」を「建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第2条第9号の3イ」を「同条第9号の3イ」に改める。

附則第7条の2第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、「の申告書」の次に「又は前項の書類」を、「当該申告書」の次に「又は当該書類」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定による通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものの提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第7条の3第4項、第7条の4第1項、第4項、第5項、第9項及び第10項、第7条の4の2第1項、第4項及び第5項並びに第7条の6第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第6号アの表(イ)中「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「和歌山市

税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）」を「和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第21号）」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和4年度で」を「令和7年度又は令和8年度で」に、「令和3年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第15号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和4年改正前の条例」という。）」及び「とし、当該年度が令和5年度である場合であつて、当該土地が令和4年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第18号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和5年改正前の条例」という。）第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号イの表（イ）中「令和3年度で」を「令和6年度で」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和4年度で」を「令和7年度又は令和8年度で」に、「令和3年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「令和4年改正前の条例」及び「とし、当該年度が令和5年度である場合であつて、当該土地が令和4年度分の固定資産税について令和5年改正前の条例第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第8号中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改める。

附則第8条の2の見出しを「（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項の表以外の部分中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項の表の第1号の左欄中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第2号の左欄中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第3号の左欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第4号の左欄中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号の中欄中「令和4年度」を「令和7年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和

7年度分」に改め、同表の第5号の左欄中「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同表の第6号の左欄中「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同号の中欄中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号の右欄中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同条第3項の表以外の部分中「令和5年度分」を「令和8年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同項の表附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項並びに附則第6条の3の項中「第27項まで、第30項及び第34項」を「第26項まで、第29項及び第33項」に改め、同条第4項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項の表附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項並びに附則第6条の3の項中「第27項まで、第30項及び第34項」を「第26項まで、第29項及び第33項」に改める。

附則第8条の4中「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を削る。

附則第9条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第6項第1号中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第2号中「令和3年度に」を「令和6年度に」に改め、同号ア中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号イ中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同項第3号中「令和4年度に」を「令和7年度に」に改め、同号ア中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号イ及び同項第4号中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第9条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項第1号中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号ア中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に改め、同項第2号中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号ア中「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令

和3年度分」を「令和6年度分」に改め、「令和4年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号ア中「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、「令和5年改正前の条例」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度」を「令和5年度」に、「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項第1号中「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に、「令和2年度類似課税標準額」を「令和5年度類似課税標準額」に改め、同項第2号中「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に、「令和3年度類似課税標準額」を「令和6年度類似課税標準額」に改め、同項第3号中「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に、「令和4年度類似課税標準額」を「令和7年度類似課税標準額」に改め、同条第4項第1号中「令和2年度類似課税標準額」を「令和5年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第2号中「令和3年度類似課税標準額」を「令和6年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和4年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和4年度類似課税標準額」を「令和7年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和5年改正前の条例」を削り、同条第5項中「令和3年度から令和

5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第10条の2第4項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同条第5項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同条第6項中「令和5年度に」を「令和8年度に」に改め、同項の表第1項の項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に改め、同条第7項中「令和5年度に」を「令和8年度に」に改め、同項の表第1項の項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に改める。

附則第10条の2の2第4項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同条第5項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同条第6項中「令和5年度に」を「令和8年度に」に改め、同項の表第1項の項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度の土地」を「令和7年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に改め、同条第7項中「令和5年度に」を「令和8年度に」に改め、同項の表第1項の項中「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和3年度の土地」を「令和6年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和4年

度の土地」を「令和7年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和5年度の土地」を「令和8年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和4年度適用土地」を「令和7年度適用土地」に、「令和4年度類似適用土地」を「令和7年度類似適用土地」に改める。

附則第15条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項第1号中「令和3年度」を「令和6年度」に改め、同号ア中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に改め、同項第2号中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同号ア中「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、「令和4年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同号ア中「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、「令和5年改正前の条例」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度」を「令和5年度」に、「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改め、同項第1号中「令和3年度類似用途変更宅地等」を「令和6年度類似用途変更宅地等」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に、「令和2年度類似課税標準額」を「令和5年度類似課税標準額」に改め、同項第2号中「令和4年度類似用途変更宅地等」を「令和7年度類似用途変更宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和3年度に」を「令和6年度に」に、「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に、「令和3年度類似課税標準額」を「令和6年度類似課税標準額」に改め、同項第3

号中「令和5年度類似用途変更宅地等」を「令和8年度類似用途変更宅地等」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和5年度に」を「令和8年度に」に、「令和4年度に」を「令和7年度に」に、「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に、「令和4年度類似課税標準額」を「令和7年度類似課税標準額」に改め、同条第4項第1号中「令和2年度類似課税標準額」を「令和5年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同号イ中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和3年改正前の条例」を「令和6年改正前の条例」に、「令和2年度類似特定用途宅地等」を「令和5年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第2号中「令和3年度類似課税標準額」を「令和6年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に、「令和3年度分」を「令和6年度分」に改め、同号イ中「令和3年度分」を「令和6年度分」に、「令和3年度類似特定用途宅地等」を「令和6年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和4年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和4年度類似課税標準額」を「令和7年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に、「令和4年度分」を「令和7年度分」に改め、同号イ中「令和4年度分」を「令和7年度分」に、「令和4年度類似特定用途宅地等」を「令和7年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和5年改正前の条例」を削り、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第21条の2中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第21条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項

及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条第4項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の2第4項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第2条の7及び附則第2条の11の規定の適用については、附則第2条の7第1項及び附則第2条の11第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第36条の3第1項中「第12条の2第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第37条第1項の表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「第19項」を「第21項」に改め、同条第2項中「第4項まで若しくは第6項から第10項まで」を「第5項まで若しくは第7項から第11項まで」に改め、同項の表附則第2条の3第1項第1号の項中「第9項」を「第10項」に改め、同表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「第4項まで若しくは第6項から第10項まで」を「第5項まで若しくは第7項から第11項まで」に改める。

第2条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項第2号及び第53条第2項第11号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第3条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第34条の2第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」に改め、同号中ウを削る。

附則第1条の2の3を削り、附則第1条の2の4を附則第1条の2の3とする。

(和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中和歌山市税条例附則第2条の3の2、第36条の3及び第37条の改正規定 令和7年1月1日
- (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
- (3) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第26項の改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6年法律第40号)の施行の日
- (4) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第1項の改正規定(「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「。以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。)第4条第1項」を「)第6条第1項」に、「流通業務総合効率化促進法第2条第2号」を「同法第4条第2号」に改める部分に限る。) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)の施行の日
- (5) 第3条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第4条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日
- (6) 第3条中和歌山市税条例第34条の2第1項第3号の改正規定及び附則第3条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例(以下「新条例」という。)第50条第23項及び第24項並びに第51条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の条例第34条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「寄附金(前号に掲げる寄附金を除く。)及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)及び」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新設された旧条例附則第6条第14項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧条例附則第6条第25項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に新築された旧条例附則第7条第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、新条例附則第9条の3及び第16条の3の規定は、適用しない。

- 2 前項の場合には、新条例附則第9条第6項第1号から第3号までに掲げる宅地等で令和6年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の左欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新条例附則第8条及び第9条の規定を適用する。
- 3 第1項の場合には、新条例附則第9条第6項第2号に掲げる宅地等で令和6年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和6年度の宅地等」という。）、新条例附則第9条第6項第3号に掲げる宅地等で令和7年度に係る賦課期日において同表の右欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和7年度の宅地等」という。）又は同条第6項第4号に掲げる宅地等で令和8年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和8年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新条例附則第8条第7号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が令和6年度の宅地等にあつては令和5年度、令和7年度の宅地等にあつては令和6年度、令和8年度の宅地等にあつては令和7年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和6年度の宅地等にあつては令和6

年度分、令和7年度の宅地等にあつては令和7年度分、令和8年度の宅地等にあつては令和8年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の左欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新条例附則第8条及び第9条の規定を適用する。

4 第1項の場合には、令和6年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）同条第1項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第1項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新条例附則第8条及び第9条並びに前2項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前3項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第2項中「附則第9条第6項第1号から第3号まで」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第1号から第3号まで」と、「第9条の規定」とあるのは「第16条の規定」と、第3項中「附則第9条第6項第2号」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第2号」と、「附則第9条第6項第3号」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第3号」と、「第9条の規定」とあるのは「第16条の規定」と、前項中「及び第9条」とあるのは「及び第16条」と読み替えるものとする。

（都市計画税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧条例附則第6条第25項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。